

総務

調理員・任期付職員 採用候補者試験の実施

市では、調理員および任期付職員（任用期間が定められた職員）の採用候補者試験を次のとおり行います。

とき 2月5日（日）
8時30分～16時

ところ あわら市役所

受付期間
1月5日（木）～1月30日（月）
8時30分から17時15分までに
必要書類を持参または郵送
問合せ
総務課 人事G ☎73-80002

試験区分	採用人数	職務内容	任期
調理員	若干名	給食調理業務に従事	-
任期付職員	若干名	一般行政事務に従事	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日



詳しい情報はこちら

政策広報

市民

マイナンバーカードの取得と マイナポイントの申請はお早めに！



マイナンバーカードの交付準備が整った人に、交付通知書（はがき）を送付しています。受取日時をご予約の上、交付通知書記載の必要書類を持参し、カードを受け取ってください。カードを受け取ることができる人は、申請者本人のみです。

申請者が15歳未満の人や成年被後見人の場合は、申請者本人と、その法定代理人（保護者や成年後見人）が同行してカードを受け取る必要があります。また、申請者本人と法定代理人両方の本人確認書類などが必要で、詳しくは、ホームページをご覧ください。

問合せ
市民課 ☎73-8014



▲市ホームページ



▲マイナポイント事業ホームページ

「マイナポイント」を取得しよう！
詳しくは、マイナポイント事業のホームページをご覧ください。

- ① マイナンバーカードの新規申請（マイナポイント第1弾の未申込者も含む）で最大5000円分のポイント
- ② 健康保険証の利用申し込みで7500円分のポイント
- ③ 公金受取口座の登録で7500円分のポイント

問合せ
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
政策広報課 ☎73-80005

健康長寿

市民

今年度のがん検診はお済みですか？ ～検診による早期発見が大切です～

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）に感染することが原因で発症します。一部では、5～10年で子宮頸がんが発症するといわれており、感染時期は20～30代が多い傾向があります。この感染から発症までの間に検診を受けて早期発見することが大切です。

受診を控えると、がんの発見が遅れ、治療の遅れやがんの進行により症状の悪化につながります。子宮頸がん検診の対象は20歳以上の女性で、2年に1回です。今年度、まだ受診していない人は、早めに受診しましょう。

▼個別検診指定医療機関
（坂井地区内子宮頸がん検診受診可能医療機関）
金津産婦人科クリニック
春日レディースクリニック
坂井市立三国病院
※県内指定医療機関でも受診できます。

▼ひな祭り休日レディースがん検診
市が発行する受診券を持参ください。

とき 3月5日（日）
9時～10時

ところ ふくい健康の森 県民健康センター
（公財）福井県健康
管理協会 ☎98-80000

▼集団検診の日程が残りわずかです
集団検診は受診10日前までのご予約をお願いしています。
※なるべくお早めにご予約ください。

受付 1月26日（木）
8時30分～10時30分
特定健診、肺がん、胃がん

受付 2月5日（日）
8時30分～10時30分
特定健診、肺がん、胃がん
乳がん、子宮頸がん、骨密度

問合せ
市民課
健康増進G ☎73-8015
健康長寿課
健康増進G ☎73-8023



▲市ホームページ

商工労働

使用期限は 2月12日（日） まで

あわら市年末年始プレミアム付商品券の使用期限は2月12日（日）までとなっています。使用期限を過ぎた商品券は無効となりますので、ご注意ください。

問合せ
商工労働課 ☎73-8030



▲プレミアム付商品券の見本



▲取扱店はこちら



郷土歴史資料館 だより



ミニ展示「こさえる - 縄文の耳飾り -」

JR 芦原温泉駅の東側丘陵上にあった桑野遺跡からは、縄文時代に石で作られたアクセサリーの玦状耳飾が多数発見されました。この玦状耳飾は、日本最古のものや日本では採れない石できているものがあることから、高い学術的価値が認められ、国指定重要文化財となっています。

本展では、縄文時代の人々が、どのような方法で石を加工して玦状耳飾を作り上げたのか、その技術に迫ります。

桑野遺跡出土の玦状耳飾は、1年ぶりの公開となります。この機会に、市が誇る貴重な宝をぜひご覧ください。



▲桑野遺跡出土玦状耳飾

とき 2月14日（火）～3月26日（日）
ところ 郷土歴史資料館 特別展示室
入場料 無料

郷土歴史資料館（金津本陣 IKOSSA 2階）
休館日 月曜日・第4木曜日（祝日の場合はその翌日）

開館時間 9時30分～18時（最終入館17時30分）
問合せ ☎73-5158 FAX 73-1038 ✉mailbun@city.awara.lg.jp

第2回ふるさと講座「行幸とあわら」

明治11（1878）年の北陸・東海巡幸や昭和8（1933）年の陸軍特別大演習の際に、天皇が現在のあわら市域を訪れています。これらの巡幸や大演習に関する史料から、あわら市域と皇室との近代・現代におけるつながりの歴史やその記憶継承について考えます。

とき 2月19日（日）13時30分～
ところ 金津本陣 IKOSSA 3階 大ホール
講師 福井県立歴史博物館 学芸員 橋本 紘希 氏

参加費 無料
定員 30人（事前申し込み）
申し込み 1月28日（土）から開始
記載の問い合わせ先に電話またはFAX、メールでお申し込みください。

消費者センターだより

若者を狙う消費者トラブルにご注意ください！

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年になると、自分の意思で自由に契約ができるようになる一方、未成年者取消権は行使できなくなります。

若者に多い消費者トラブルには、エステティックサービスや美容医療、簡単に儲かるという副業サイトやオンラインカジノ、暗号資産（仮想通貨）への投資、マルチ取引など、美容やお金に関するものが特に目立ちます。契約金額が高額なことも多く、中には言葉巧みに誘われ借金をして支払っているケースもあります。

契約をするときには、内容を確認し、本当に必要な契約か、代金は無理なく支払えるか、慎重に考えましょう。不明な点があれば説明を求め、少しでも迷ったり不審に思ったときには、断る勇気を持つことも大切です。

【若者トラブル110番】を開催中

県内の消費者センターでは、1月から3月まで若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施しています。消費者センターでは「若者トラブル110番」として、相談を受け付けています。来訪や電話のほか、メールでも相談できます。トラブルにあったときや、不安に思ったときは、気軽に消費者センターへ相談してください。



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター「イヤヤン」

困ったときは一人で抱え込まず、消費者センターへご相談ください。

問合せ あわら市消費者センター ☎73-8017
✉seikatsu@city.awara.lg.jp

消費者ホットライン ☎188（局番なし）

「泣き寝入りは、いやや（188）！」で覚えてね！